

第六 (財)群馬県企業公社

1 概 要

(1) 設立目的

(財)群馬県企業公社は、エネルギーの有効利用及び省資源省エネルギーに関する普及啓発、土地造成に係る調査研究等の事業を行い、県土の均衡ある開発及び県民生活の健全なる向上発展に寄与することを目的とする法人である。

公社は、群馬県企業局の施設である桜山温泉センター、高崎ケイマンゴルフ場等の管理運営を県企業局から受託するとともに、それら施設に係わる独自事業を営んでいる。

なお、平成13年1月から高崎ケイマンゴルフ場は営業を休止している。

(2) 主要な財務指標

(平成11年度)

(単位：百万円、未満切り捨て)

資 産	負 債	正味財産	基本金	収 入	支 出
292	58	234	200	488	482

注1. 主な資産は、現預金256百万円、未収入金27百万円である。

注2. 主な負債は、退職給与引当金24百万円である。

注3. 収支の内訳は、以下のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	収 入	支 出	収支差額
一般会計	348	347	1
桜山温泉センター	128	128	0
その他	220	219	1
特別会計	139	135	4
桜山温泉センター	118	117	0
その他	21	17	3

注4. 主な収入は、次のとおりである。

- ・一般会計 公社ビル総合管理収入106百万円、桜山温泉(セ)維持管理収入120百万円、高崎ケイマン(ゴ)維持管理収入32百万円
- ・特別会計 桜山温泉(セ)事業収入117百万円

注5. 主な支出は、次のとおりである。

- ・一般会計 事業費306百万円 (うち人件費135百万円)
管理費 22百万円 (うち人件費 17百万円)
- ・特別会計 事業費124百万円 (うち人件費32百万円、材料費60百万円)
管理費 3百万円 (うち人件費 3百万円)

2 監査の結果

(1) 監査要点

群馬県企業局との関係に着目し、桜山温泉センター、高崎ケイマンゴルフ場の経営の実態を明らかにするとともに、関連する財務事務が適正に行われているかどうかを確かめる。

(2) 監査手続

- ①桜山温泉センター及び高崎ケイマンゴルフ場について、公社と県企業局との合算損益を計算し、両事業の実態を明らかにする。
- ②桜山温泉センター及び高崎ケイマンゴルフ場の売上につき、日報を検証した。
- ③桜山温泉センターの回数券の販売につき、台帳と日報を突合し、記録の妥当性について検証した。
- ④両施設の受託料収入につき見積書、契約書、総勘定元帳を突合し算定根拠と帳簿記録の妥当性について検証した。
- ⑤両施設の人件費の計上につき、賃金台帳と総勘定元帳を突合し、帳簿記録の妥当性について検証した。
- ⑥両施設の経費支出につき契約書、見積書、請求書から業者選定の合理性、支出金額の妥当性について検証した。
- ⑦桜山温泉センターの経費按分（受託事業と独自事業に対する経費の按分）の妥当性について検証した。
- ⑧桜山温泉センターの使用料支払いにつき、契約書、協議書と突合し、帳簿記録の妥当性について検証した。

(3) 監査結果

ア. 経営の状況について

公社と県企業局との平成11年度の合算損益は、次のとおりである。

(桜山温泉センター)

(単位：百万円、未満切り捨て)

		県企業局	公社	損益合計	調整	調整後
収 入	利用料	93		93		93
	使用料	5		5	▲5	
	受託料		120	120	▲120	
	自主事業収入		117	117		117
	負担金収入		5	5	▲5	
	その他	2	3	5	▲2	3
収入合計		102	246	348	▲133	214
支	管理委託料	120		120	▲120	
	減価償却費	50		50		50

出	人件費	4	103	108		108
	事業費原価		58	58		58
	光熱水費		35	35		35
	その他費用	17	37	54	▲5	48
	利息	12		12		12
	その他支出		10	10	▲10	
	支出合計	205	245	450	▲137	313
損益		▲103	1	▲102	3	▲98

(高崎ケイマンゴルフ場)

(単位：百万円、未満切り捨て)

		県企業局	公社	損益合計	調整	調整後
収入	利用料	7		7		7
	受託料		32	32	▲32	
	収入合計	7	32	40	▲32	7
支出	管理委託料	32	20	52	▲32	20
	減価償却費	10		10		10
	人件費		8	8		8
	その他支出	10	3	13	▲0	13
	利息	4		4		4
	支出合計	58	32	90	▲32	57
損益		▲50	0	▲50	0	▲50

(注) 調整は、公社内部の取引・公社と県企業局との取引・損益とは認められない単なる収支取引等の消去を示している。

公社だけで見れば、両施設とも収支は均衡しているが、県企業局との合算による損益は、桜山温泉センターで98百万円、高崎ケイマンゴルフ場で50百万円の赤字である。

県の100%出資団体としての公社にあっては、単体の損益ではなく県企業局と合算した損益の向上を図っていくことが必要である。

両施設の最近の利用者数は次に示すとおり、桜山温泉センターは平成6年をピークに毎年減少しており、高崎ケイマンゴルフ場は1日平均20人に満たない状況にある。

(桜山温泉センター利用者数の推移)

平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
325,905人	293,135人	268,532人	241,927人	226,881人	195,831人

(高崎ケイマンゴルフ場<平成9年度開場>利用者数の推移)

平成10年度	平成11年度
3,766人	5,432人

このような利用者数の状況、桜山温泉センターにあつては、近隣に新たな温泉センターが開業するという事情等を考慮すると、両施設とも部分的な対応では業績を回復、伸長できる状況にないことは明らかであり、事業の存廃をも視野に入れた抜本的な改革を行う必要がある。

イ. 事業収入について

両施設の事業収入は、適正に会計処理されていると認められた。

ウ. 人件費について

両施設の人件費は、適正に会計処理されていると認められた。

エ. 経費支出について

両施設の経費支出は、適正に会計処理されていると認められた。

3. 意見

(1) 県企業局との受託契約について

公社として、温泉センターの存続を確保するためには、人件費の事業帰属によって、独自事業を損益ゼロとし、損失を企業局に負担させることが可能な県企業局との受託契約を改め、事業の成果が明示される契約に移行することが、必要な前提であるように思われる。

このような契約であつてこそ、公社職員は厳しい経営の現状を受け入れざるを得ず、費用の削減のみならず売上の増加に関して真剣な検討が可能になると思われるからである。

(2) 桜山温泉センターの人件費について

県企業局分を除いても、平成11年度の桜山温泉センターの人件費は、収入の50%に近い108百万円であり、そこに勤務する公社職員は、平成11年度末現在で27人である。収入の増加が見込み薄である限り、この人員を減らし、人件費の削減を図ることが、事業存続のため必須の条件であるように思える。

また、その給与水準は、決して高いとは言えないが、入場者が1,000人を超えた日には繁忙手当（900円）が支給されており、これについては見直しを行うことが望まれる。

第七 群馬県土地開発公社

1 概要

(1) 設立目的

群馬県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とし、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人である。

現在、公社は公有地の代行取得事業と、群馬県、日本道路公団等の用地取得のあっせん事業を行っている。

(2) 主要な財務指標

(平成11年度)

(単位：百万円、未満切り捨て)

資産	負債	資本	基本金	剰余金	事業収益	事業原価	一般管理費	当期損失
5,601	4,560	1,041	20	1,021	5,277	4,820	491	33

注1. 主な資産は、代行用地3,126百万円、現預金2,050百万円、有価証券20百万円である。

注2. 主な負債は、借入金3,126百万円、退職給与引当金702百万円である。

注3. 収支の内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	収入	支出	収支差額
公有地取得事業	2,861	2,861	0
あっせん等事業	2,416	1,958	457
合計	5,277	4,820	457

2 監査の結果

(1) 監査要点

滞留土地の保有の有無を検討するとともに、公社の決算報告書が、公社の実態を適正に報告しているかどうかを検討する。

(2) 監査手続

①代行用地の取得原価及び事業原価について、事業者との契約書及び原価計算資料を閲覧し、内容を検証した。

②現金預金及び銀行借入金について、残高証明書と突合した。

- ③固定資産の内容について検証した。
- ④未払金及び未払費用について検証した。
- ⑤引当金及び原価差額調整勘定の計上額を計算根拠と照合し検討した。

(3) 監査結果

代行用地は、国または県等の依頼により先行取得した公共用地等であり、公社は、金融機関からの借入金をもって、その取得に充てている。

平成11年度末現在、公社の保有する代行用地の内訳は次のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	委託者	金額
国道50号用地	建設省	724
国道17号用地	建設省	866
利根・渡良瀬流域下水道用地	群馬県	711
県立リハビリセンター用地	群馬県	823
合計		3,126

いずれも国または県からの委託を受け、公社が代行して取得した土地であり、引渡年度も決まっている。上記用地のうち、取得が完了していないのは、県立リハビリセンター用地の一部(約20%)だけである。また、引渡価額が取得価額を下回る、いわゆる逆ざやの状況も想定し難い。

これらのことから、現在のところ、公社には不良滞留土地は存在しないと言える。

3. 意見

(1) 原価差額調整勘定について

負債としての原価差額調整勘定(平成11年度末残高、59百万円)は、土地譲渡に伴う損益を表面化させないために利用されている勘定科目であり、その金額は将来の損失に対する備えの金額として考えられている。

しかしながら、不良滞留土地の存在しない現在の公社において、このような備えの必要性は見受けられず、早急に取り崩すことが望まれる。

(2) 退職給与引当金について

平成11年度末の退職給与引当金残高は702百万円であるが、期末要支給額は161百万円である。退職給与引当金について、適切な計上基準を設け、会計処理を行うことが望まれる。

(3) 資金の調達について

公社は建設省指導金利に従って、資金の調達を行っている。競争入札をしている他県の事例もあるので、公社においても、その採用を検討することが望まれる。

(4) 今後の会社のあり方について

日本道路公団の北関東自動車道用地（平成15年に用地買収は終了の予定。）の取得が完了すると、会社の事業は、大幅に縮小すると見込まれている。

会社は、ある意味において、用地買収の専門家集団である。事業の継続性を確保し、その職員の能力を県民のために生かすという観点から、住宅供給公社等の類似分野との統合も含め、今後の会社のあり方について検討することが望まれる。

第八 群馬県住宅供給公社

1 概要

(1) 設立目的

群馬県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により集団住宅及び宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした、「地方住宅供給公社法」に基づく特別法人である。

会社の主たる事業は、分譲住宅事業、県営住宅管理事業、特定優良賃貸住宅（民間の共同住宅）管理事業である。

(2) 主要な財務指標

(平成11年度)

(単位：百万円、未満切り捨て)

資産	負債	資本	基本金	事業収益	事業原価	当期剰余金
16,972	16,926	45	39	5,193	5,287	0

注1. 主な資産は、現預金6,197百万円、宅地造成工事5,188百万円、長期事業未収金3,014百万円である。

注2. 主な負債は、借入金11,398百万円、各種引当金3,949百万円である。

注3. 収益、原価の内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	事業収益	事業原価
一般会計		
分譲事業	3,479	3,479
管理事業	211	237
積立金会計	0	0
県営住宅等維持管理会計	1,459	1,508

公社ビル会計	42	61
合 計	5,193	5,287

2 監査の結果

(1) 監査要点

宅地造成工事の内容を把握し、その滞留状況および評価の妥当性について検討するとともに、県営住宅等の維持管理業務の内容を把握し、家賃の滞納状況、空き家状況を明らかにする。

(2) 監査手続

- ①宅地造成工事の内訳表を入手し、年度別分譲戸数表、土地保有原価表等によりその滞留状況および評価の妥当性について検討した。
- ②県営住宅の維持管理業務について、業務委託協定書等によりその内容を理解し、受託業務執行計画書、県営住宅等維持管理業務執行状況報告書、県営住宅（入居・空き家・申込）状況一覧表、年度別県営住宅使用料徴収状況報告書等によりその履行状況を検討した。
- ③特定優良賃貸住宅および公社賃貸住宅の空き家状況及び家賃の滞納について、公社賃貸住宅一覧等により検討した。
- ④諸引当金について、補助簿等によりその内容を検討した。

(3) 監査結果

ア. 宅地造成工事の状況について

宅地造成工事残高の内訳は次のとおりである。

(平成11年度末現在)

(単位：百万円、未満切り捨て)

団 地 名	所在地	金 額	備 考
下 細 井	前橋市	2,353	分譲中の団地である。
東 長 岡	太田市	1,620	分譲中の団地である。
元 総 社	前橋市	1,210	県の依頼により取得した物件である。
下大島東第2	前橋市	4	計画中の団地である
合 計		5,188	

(下細井団地)

都市計画法による地区計画の見直しを待っている土地 (3,945㎡) を除き、平成6年9月の募集開始から8回の募集(募集戸数320戸)が行われている。平成13年2月6日現在の未分譲区画は47区画 (13,069㎡) と、比較的堅調に分譲が進んでいる。

(東長岡団地)

分譲開始が不動産不況下の平成10年5月であったため、募集戸数97戸に対し平成13年2月6日現在の未分譲区画は63戸と半数以上が売れ残っている。

(元総社団地)

県営住宅用地として県からの要請に基づいて、平成6年11月に公社が買収を行ったものである。公営住宅建設のための起債は、土地取得の時ではなく、建物建設の時にならないと出来ないという県側の事情によるものである。

県によると、未着工の理由は、老朽化の進んだ既設住宅の建替えを優先したためであり、今後の予定として、平成13年度から始まる第8期住宅建設5ヵ年計画の中で検討するとのことである。

土地価格が下落している現在では、見方によれば、含み損が生じていると想定され、その意味ではこの土地は、不良滞留土地であると言える。

なお、契約書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていると認められた。

イ. 県営住宅管理業務について

(ア) 空き家の状況

県営住宅の空き家の状況は、次のとおりである。

(平成12年11月1日現在)

(単位：戸)

	戸数	入居	空き家
総数	10,453	9,386	518
募集停止	730	495	—
差引計	9,723	8,891	518

(注) 314(=9,723-8,891-518)戸は、修繕中の物件である。

公営住宅法の改正(入居基準の見直し)により、空き家率は低下した。空き家の多い県営住宅は、前橋市の広瀬第一、高崎市の城山、太田市の鳥山等である。建物が古く、風呂等の設備が無い、あるいは、市街地から遠い等の理由による。

(イ) 使用料の徴収状況

県営住宅使用料の徴収状況は、入居基準の見直しの影響もあり、過去5年間年々悪化し、平成11年度は、徴収率88.6%、滞納額366百万円であった。

徴収のため諸手続きを実施しているが、経済環境等もあり、なかなか実績があがらない状況である。

また、滞納金は、不納欠損処理を行っていないため、増加するばかりであり、平成11年度12ヵ月滞納者の累積滞納金の総額は、63百万円に達している。

これらの長期滞納者については、個別の状況を慎重に検討し、適切と認められる場合には、不納欠損処理で対処していくことが必要である。

(ウ) 修繕

県営住宅の一般修繕及び空き家修繕については、各地域及び修繕内容ごとに公募指名競争入札により1年契約で業者を選定している。

計画修繕等については指名入札が原則であるが、電気設備や給排水設備等については、必要に応じて随意契約となっている。

(エ) 維持管理事業

平成11年度の県営住宅維持管理事業について、平成11年度委託費の公社要求額と当初決定額等は次のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	平成10年度 当初決定額	平成11年度 要求額	平成11年度 当初決定額	平成11年度 要求差額
維持修繕	1,050	1,086	1,015	▲71
事務費	127	227	121	▲106

ウ. 特定優良賃貸住宅及び公社賃貸住宅について

(ア) 空き家の状況

特定優良賃貸住宅及び公社賃貸住宅の空き家の状況は、次のとおりである。

(平成12年11月1日現在)

(単位：戸)

	戸数	入居	空き家
特定優良賃貸住宅	475	440	35
公社賃貸住宅	258	252	6

特定優良賃貸住宅(民間の所有物件)については、県、公社及び建物所有者が協力して家賃等の引き下げを実施して効果をあげている。

ただ、あまり効果がでていないものが2棟あり、これらについては個別の対策を検討中である。うち、1棟は一括借上契約のため、空き家家賃は公社の負担となる。

(イ) 未収金の状況

平成12年3月末現在の家賃等の未収(事業未収金:38百万円)の大半は、県、市等からの補助金の交付が4月に行われることによるものである。

長期事業未収金のうち2,365百万円は、特定優良賃貸住宅に関するものであり、所有者に代わって公社が住宅金融公庫等から借入れをなし、同額を所

有者に対する長期事業未収金としたものであり、公社の借入金と金額的に一致すべきものである。

3 意見

(1) 入居率の改善について

県営住宅・特定優良賃貸住宅の入居率の改善のため、県の住宅政策も含め、戸数・設備・賃料等に関する総合的な検討を行うことが望まれる。

(2) 公社会計のあり方について

公社の会計の基本は、損益を出さない、つまり、売価を原価と一致するように設定するところにある。このために、原価の中に利益相当額を含めてしまうこともある。

つまり、公社会計の原価には、利益に相当する部分が「諸経費」なる科目で含まれてしまうのである。通常の会計との乖離は、明らかであり、経営実態を適切に表現する会計とは言い難いことから、平成14年度を目途に(社)全国住宅供給公社等連合会において、公社会計の見直しを進めている。

その動向を踏まえ、公社会計の見直しを行うことが望まれる。

(3) 引当金について

公社は次に示す11の引当金を計上している。

(平成11年度末現在)

(単位：百万円、未満切り捨て)

退職給与(引)	特別修繕(引)	災害復旧(引)	団地整備(引)
556	325	296	577
宅地管理(引)	償還準備(引)	損害(引)	修繕(引)
793	20	532	639
貸倒空家等(引)	備品(引)	空家(引)	
196	5	4	

これら引当金の半数以上は、過去における取崩しがほとんど無く、その負債性に疑問を感じられるものである。

適正な財政状態の表示の観点から、引当金の計上基準の見直しを行うことが望まれる。

(4) 減価償却について

公社の減価償却費計算の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・借入金を原資に取得した資産については、償還額に相当する額を減価償却費とする。
 - ・自己資金を原資として取得した資産については、定額法によって計算する。
- その結果、借入金によった公社ビルの場合、借入期間20年に対応する償却を行

っている。

償還額相当の減価償却費が妥当性を持つのは、償還期間が資産の耐用年数と大差がない場合という前提があると思えるので、減価償却費計算について検討を行うことが望まれる。

(5) その他

県営住宅用地の取得は、土地開発公社が行っている公有地の代行取得業務と通じるものである。両公社が似たような業務を行っているのなら、両公社の統合の検討を行うことが望まれる。

第九 (社)群馬県林業公社

1 概 要

(1) 設立目的

(社)群馬県林業公社は、群馬県内の森林資源の維持培養と、その公益的機能の向上を図るため、造林及び育林を推進する等の活動により、県土の保全、水源の涵養機能の充実に努め、地域社会の発展と住民の福祉に寄与することを目的とした法人である。

公社の主な事業は、分収林事業(土地所有者との契約の下、公社が植林、育成、売却を担当し、売却金額の概ね40%程度が土地所有者に帰属し、残りの60%程度が公社の取り分となる造林事業)、県及び市町村から受託の治山・林道整備・森林整備関係の事業、県立の森林公園の管理事業である。

(2) 主要な財務指標

(平成11年度)

(単位：百万円、未満切り捨て)

資 産	負 債	正味財産	基本金	収 入	支 出
15,308	14,874	434	66	1,757	1,741

注1. 主な資産は、分収森林14,250百万円、現預金762百万円である。

注2. 主な負債は、借入金12,280百万円、借入利息引当金(借入金利息の未払額)2,055百万円である。

注3. 事業別収支は、次のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	収 入	支 出	収支差額
分収林事業	1,071	1,074	△2
受託事業	633	611	21
森林公園管理事業	52	52	0
公益事業	0	3	△3

注4. 主な収支項目は、次のとおりである。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	収 入		支 出	
分収林事業	借入金	574	保育費	398
	補助金	366	人件費	54
			借入金	220
			利 息	210
受託事業	契約金	601	委託費	207
			人件費	200

2 監査の結果

(1) 監査要点

分収森林の評価を含め財務事務が、適正に行なわれているかどうかを確かめる。

(2) 監査手続

- ①樹種別・林齢別評価額表と公社の年度別樹種別造林実績表から、分収森林の平成11年度末の見込売却価額を算出し、貸借対照表計上額の妥当性を検討した。
- ②受託事業の収入計上の適正性を確かめるために、元帳と契約書等との照合を実施した。
- ③受託事業の委託費計上の適正性を確かめるために、取引5件を抽出し、起案書、見積書、完了報告書等元帳と契約書等との照合を実施した。
- ④森林公園管理事業の収入計上の適正性を確かめるために、元帳と契約書等との照合を実施した。
- ⑤森林公園管理事業の賃金、委託費の計上の適正性を確かめるために、元帳と給料明細表、契約書等との照合を実施した。

(3) 監査結果

ア. 分収森林について

樹種別・林齢別評価額表を基礎に計算すると、平成11年度末時点の分収森林の見込売却価額は4,824百万円と試算される。分収森林における公社の持分比率が約60%であることを考慮すると、公社の持分額は2,894百万円となる。貸借対照表計上額が14,250百万円であることから、分収森林の含み損は100億円を超えている。

この樹種別・林齢別評価額表は、森林の価値は植林時から売却時までの間、毎年均等額ずつ増加するとの仮定に基づく評価方法であり、植林時から数年間に多額の費用を要する林業における評価方法としては、必ずしも適切な方法ではないとする批判がある。

そこで、すべての分収森林が、既に成木の価値をもつと仮定して、評価を行

ってみた。見込売却価額は12,922百万円であり、公社の持分額は7,753百万円となる。結果、今後、分収森林に金利も含め何らの費用が生じない場合であっても、既に65億円弱の含み損が発生している。

もう一つの方法として、分収森林の価値は、毎年2%（これは、分収林事業の資金調達金利を想定している。）の割合で増加している筈であると仮定して、計算を行ってみた。見込売却価額は7,293百万円であり、公社の持分額は4,375百万円となり、この場合でも含み損は100億円に近い。

以上、三つの評価方法により検討してみたが、どの方法を採用しても、現在の木材価格のもとでは、分収森林には相当の含み損が発生していると言える。

イ. 受託事業収入について

受託事業の収入は、適正に計上されていると認められた。

ウ. 委託費について

受託事業の委託費は、適正に計上されていると認められた。

エ. 森林公園管理事業収入について

森林公園管理事業の収入は、適正に計上されていると認められた。

オ. 森林公園管理事業の賃金及び委託費について

森林公園管理事業の賃金、委託費は、適正に計上されていると認められた。

3 意見

(1) 分収林事業について

ア. 会計方法の見直しについて

評価損を顕在化させる会計方法の採用が望まれる。

イ. 分収林事業のあり方について

分収森林の評価によって判明したことは、木材価格の騰貴などが到来しない限り、林業は採算ベースに乗り難いということである。

公社の分収林事業は、森林資源の充実や国土の保全、山村地域の振興等を目的に昭和42年から始められた。以来、資金や労働力の問題などで森林所有者が、自らでは造林をできない地域において、5,112ヘクタールに及ぶ森林を分収造林方式により、計画的に整備造成している。

近年、地球温暖化の防止や私たちに安らぎを与えてくれる等、森林の持つ多くの公益的機能に対する期待がより高まっている。

現在、山村では、林業の厳しい現況から森林所有者の林業経営意欲が減退し、

十分な手入れが行われていない放置森林（採算が採れそうもないから、木を伐採した跡地等に植林しない、植林しても手入れをしない。）が増えており、森林の荒廃が進展している。

このような状況の下で、森林所有者に代わり、森林を守る重要な公的機関として、公社の果たしてきた役割は大きく、今後、ますます重要なものとなるであろう。

しかし、木材価格の下落による採算性の悪化がネックとなり、現在の持分比率を前提にする限り、公社は多額の損失を発生させる可能性が高い。

今後、土地所有者と公社との持分比率の見直しが望まれるとともに、国・県等において、近い将来表面化することが予想されるこの事業の損失をカバーするための仕組みを、早急に確立することが望まれる。

(2) 受託事業について

ア. 県からの受託のあり方について

受託事業にあつては、次に示すように毎年法人税等を計上している。

(単位：百万円、未満切り捨て)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
法人税等	21	24	30	39
受託事業収入	621	684	607	601

公社が県の出資団体であり、受託事業も主に県からの受注であることから、公社として費用の削減に努めることは当然であるが、利益が生じる場合には、公社運営に必要な最小限の範囲にとどめるような受注方策を採ることが望まれる。

イ. 受託事業の外部発注のあり方について

受託事業の外部発注先は、平成11年度までは随意契約の1社だけであった。平成12年度は、技術レベルや信頼性等を考慮して予め10社ほど選んでおき、業務内容や地域性を考慮して、原則として3社の合見積による契約方式に変更している。

平成12年度は、以前よりも費用削減の努力は認められるが、より一層の費用削減に努めることが望まれる。

(3) 県立公園管理事業の委託費について

委託費の契約については、100万円以上を指名入札による契約としている。平成11年度は該当するものが3件あったが、いずれも指名業者、落札者が同一であった。他の業者が新規参入する機会はほとんど無く、適切な対応が望まれる。

第十 (財)群馬県下水道公社

1 概要

(1) 設立目的

(財)群馬県下水道公社は、群馬県が設置する流域下水道の維持管理業務を受託し、また、下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うことにより、群馬県及び市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする法人である。

公社は、現在、群馬県が設置した水質浄化センター（4施設）の運営及び維持管理業務を県から受託して主な事業としている。

(2) 主要な財務指標

(平成11年度)

(単位：百万円)

資産	負債	正味財産	基本金	収入	支出
860	812	48	48	2,831	2,831

注1. 主な資産は、現預金813百万円、有価証券46百万円である。現預金の金額が基本金に比して多額なのは、受託料の受入と未払金の支払との時間差のために生じたものである。

注2. 主な負債は、未払金808百万円である。

注3. 主な収入は、維持管理業務受託収入2,403百万円、補修工事受託収入422百万円である。

注4. 主な支出は、維持管理業務受託事業費2,266百万円（うち、委託料1,097百万円、需用費497百万円、工事請負費349百万円）、その他の受託事業費422百万円（うち、工事請負費408百万円）、管理費138百万円（うち、人件費76百万円）である。

2 監査の結果

(1) 監査要点

業務の外部委託を中心とし、財務事務が、適正に行われていることを確かめる。

(2) 監査手続

- ① 県央処理区の消耗品費・修繕料・役務費について、金額的に重要性のあるものを抽出し、支払証憑と突合し、運転管理業務委託料については、作業内容毎に増減比較を行い、支出の妥当性を検証した。
- ② 桐生処理区、奥利根処理区の委託料について、契約書と照合し、支出の妥当性を検証した。
- ③ 県央処理区の劇薬、毒薬の管理状況について、毒物及び劇薬管理要領を入手し、その内容を検討するとともに、管理簿と現物の照合を行った。

④県との維持管理業務受託契約について、委託契約書及び業務委託変更契約書の内容を検討し、その妥当性を検証した。

⑤平成11年12月の給与のうち時間外手当について、時間外手当(表)と時間外勤務実績報告、給与表等と照合しその適正性を検討した。

(3) 監査結果

ア. 消耗品費、修繕費、役務費、運転管理業務委託料について

消耗品費、修繕費、役務費、運転管理業務委託料は、適正に支出されていると認められた。

なお、運転管理業務委託料について検出された異常は、積算の根拠となる物量の変化及び算定基礎数値が増額改訂されたことにより生じたものであった。

イ. 委託料について

委託料は、適正に支出されていると認められた。

ウ. 劇薬、毒薬について

劇薬、毒薬は、適正に管理されていると認められた。

エ. 県との維持管理受託契約について

維持管理受託契約は、適正に行われていると認められた。

なお、維持管理業務の内容は、契約書の別表第2で細目が規定されている。

オ. 時間外手当について

時間外手当は、適正に処理されていると認められた。

3 意見

(1) 毒物及び劇薬管理要領について

第7条(毒物・劇物使用者の職務)第1項で、毒物の使用を希望する場合、毒物・劇物管理責任者に申し出て使用するとだけ規定しているが、それを管理責任者が承認する旨の定めを加えることが望まれる。

また、定期的に現物と管理簿との照合を実施することを明文化することが望まれる。

(2) 県からの派遣職員の人件費について

会社の常勤職員数は、役員兼務を除き平成12年4月1日現在で37名であるが、うち人件費の全額を会社が負担するプロパー職員は僅か6名であり、残り31

名は県から派遣されている。県からの派遣者については、給与の一部のみを公社が負担し、大半は県から支給されている。この結果、平成11年度公社の人員費総額は76百万円に過ぎなかった。

なお、市町村に対する汚水処理料の算定に際しては、県派遣者及び公社プロパー職員の人員費は、県からの支給分も併せて考慮されている。

独立の法人である公社が、水質浄化センター等の運営に要する費用を明示するという観点から、派遣者人員費について全額公社の負担とすることが望まれる。